

第9回学会賞（実践部門）の実践内容と受賞理由

1 協会けんぽ大分支部および大分県

——中小企業の職域に対する、健康保険者と自治体が連携したヘルスサポート事業の実践

(1) 実践内容：健康保険者と自治体が連携した中小企業の職域に対する健康増進事業（健康経営推進事業）

全国健康保険協会大分支部（以下「協会けんぽ大分支部」という）は、大分県の中小企業を対象とする健康保険者である。事業所数 18,250 ヶ所（被保険者数 50 名未満の中小企業が、事業所数の 95%以上）、加入者数 415,263 人（被保険者数 234,553 人、被扶養者 180,710 人）である（2015 年 3 月末現在）。

中小企業では従業員が少ないため、数名でも慢性疾患にかかると生産性低下が深刻になるという事情もあり、協会けんぽ大分支部でも一部の企業ではその取組が進んでいたが、多くの企業は手つかずの状態にあった。健康保険者である協会けんぽ大分支部は、より多くの加入事業所が被保険者の健康増進支援に取り組むことができるように、2013 年度から「一社一健康宣言事業」を展開してきた。「一社一健康宣言事業」は、3つのステップから構成されている。企業は、協会けんぽ大分支部が用意した、生活習慣病を中心とする健康づくりを行うとの健康宣言書を作成し（ステップ1）、その宣言書を事業所内に掲示し朝礼等で従業員へ周知する（ステップ2）。協会けんぽ大分支部は、事業所に対して企業の健康状態を見える化した「事業所健康診断シート」や、好事例を紹介する広報誌を提供するとともに、従業員である各被保険者に対して健診データの解説・生活習慣病予防プランの提案を行う web サービスを提供し、事業所の健康づくりの支援を行う（ステップ3）。

協会けんぽ大分支部は、中小企業の健康づくり活動を推進するために、2014 年 9 月に大分県と提携事業を開始した。提携事業の概要は、大分県による健康経営事業所認定制度と密接に連携し、中小企業にインセンティブを高める仕組みを創出することである。大分県では、これまでも生活習慣病対策に取り組んできたが、同年から健康経営事業所認定制度を開始した。各企業は自発的に県に対して健康経営事業所の登録を行う。一社一健康宣言をした事業所は、自動的に健康経営事業所として登録されることとした（オプトアウト）。登録事業所は、年一回取組状況を県に報告し、認定基準を満たした事業所は健康経営認定事業所として大分県のホームページに掲載される。認定基準は、特定健診受診率 100%、特定健診指導初回実施率 45%、社内宣言・事業所全体のリスク把握周知、事業所禁煙、月 1 回以上従業員に健康情報提供、年 1 回以上健康イベントへの参加など、中小企業が達成できる基準となっている。さらに、併せて大分県は、健康経営優秀事業所の県知事表彰も行っている。

協会けんぽ大分支部と大分県の連携事業は、健康保険加入者および事業所のインセンティブを考慮した、実践的な取組となっている。すなわち、健康保険被保険者が健康行動に取り組むインセンティブを高める個別支援のプログラム提供や、事業所の健康増進活動を刺激す

る表彰制度などが組み込まれており、実践的で実効性が高い取組と考えられる。

県内の各種団体や事業所等を巻き込んだ体制を構築し、中小企業関係者への周知徹底と関係団体・機関が協力し相互に支援推進が実現している。例えば、健康経営優秀事業所の知事表彰に際し、被表彰事業所による取組の発表等を行う大分県主催の「健康経営セミナー」を協会けんぽ・商工会議所・県労働局等が連携して開催したこと、および健康経営事業所実践支援検討会議（各保健所単位で、保健所が事務局となり、協会けんぽ支部の他にその地域の健康保険委員設置事業所、市町村、労基署、労働基準監督署、地域産業保健支援センター、および各商工団体等が参加して健康経営に関する好事例や課題等について意見交換をして円滑な事業実施を促進）を設置運営していることなどである。

2015年10月末現在、「一社一健康宣言」を行っている事業所433社、被保険者数は37,091名となっている。協会けんぽ大分支部の「一社一健康宣言」事業を組み込んだ県と保険者の連携事業は、参加事業所と被保険者の健康改善に寄与したと考えることができる。

(2) 受賞理由

協会けんぽ大分支部の「一社一健康宣言事業」も、2009年からの職場における健康づくり事業をパイロット事業として開始され、改善を重ねて実践的な内容となっていた経緯があり、大分県の健康経営事業所認定の取組も、働く世代の健康づくり活動の重要性を認識した長期的な取組があったという経緯がある。実行可能で実効性がある事業を、長期に亘り地道に粘り強く探索した点は高く評価されるべきである。

また、職域の健康改善事業は、これまで全国規模の大企業中心の傾向があり、地方における中小企業に対する有効な取り組みが模索されていた。一方、地域保健と産業保健の連携を推進するため、保健所、市町村等が、医療機関等、健康保険組合、労働基準監督署、地域産業保健センター、事業者団体、商工会等の関係団体等から構成する連携推進協議会を設置し、組織間の連携を推進することは、2012年地域保健法第4条に基づく基本方針（平成24年7月31日厚生労働省告示第464号）にも示されているが、必ずしも多くの地域で実効性を挙げているとは言えない状況にある。このような現状において、職域の健康保険者と自治体が連携し、関係団体を巻き込んだ本件ヘルスサポート事業は、地道な活動を継続するならば、他の地域でも横展開して実現できるモデルとなっている点も評価できる。

協会けんぽ大分支部は、「一社一健康宣言事業」を加入者等に対するインセンティブ事業として捉えており、加入者（従業員）に対するポイント制度のプログラム試行を実施するなど、先駆的な取り組みも行っている。本件ヘルスサポート事業には、考え抜かれたインセンティブ構造の設計がある。インセンティブ構造の設計は健康増進事業の推進に際して重視すべき点であり、この要点を提示し具体的に示したことは評価されるべきである。